憲法　令８－１２　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．選挙運動期間中の文書図画の頒布，掲示の規制の合憲性判断（人権問題か制度か）

１．問題の所在

公職選挙法１４６により，文書図画の頒布，掲示が規制されている。

この規制は，合憲か。判断基準をどのように行うべきか。人権の問題（２１条１項）か，制度の問題（４４条，４７条）かが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件の規制は，あくまでも，制度の規制である。立法裁量がある専門的な事柄である。

したがって，合理的な裁量の範囲内か否かで合憲性を判断する。

人権の問題として，公共の福祉（１２条後段，１３条後段）のため，憲法上許された必要かつ合理的制限の問題としないので，肢は誤り。

（２）理由

確かに，選挙期間中の文章図画の頒布，掲示が禁止されると，被選挙人の選挙活動が制限される。政治活動の自由は，自己統治を図る上で重要なので，表現の自由の対象となる。

そのため，本件の制限は，人権への制約の問題として，公共の福祉に照らし，必要かつ合理的な制限にあたるか否かで判断すべきようにも思える。

しかし，不都合である。仮に，人権制約の問題として，運用しなければいけないとなると，選挙の際のルールの調整がしづらくなってしまう。高度に専門性があるので，立法府による調整を認める必要がある。

憲法４４条，４７条を設けて，法律に委ねた趣旨は，高度に専門的な分野に対して，立法府の判断を尊重する趣旨である。そこで，特に歴史上，選挙で考慮すべき人権以外の問題（１４条平等，１５条１項自由（立候補），３項普通，４項秘密，９３条直接）は，裁量を認める趣旨である。本件の場合は，被選挙人の選挙活動のルールの問題であり，もっぱら，立法裁量に属する制度の問題である。

よって，立法府の判断を尊重して，裁量の範囲か否かで判断を行うべきである。

以上